

# 最新刊

2016年7月発行

# 学校教育法 実務総覧

入澤充／岩崎正吾／佐藤晴雄／田中洋一 編著

【発行】エイデル研究所

【A5判・784頁・上製】

【定価】本体 **7,500円** [+税]

## 教育関係者必携の 実務対応型解説書！

### 本書の特長：

- ▶ 各分野の専門家、学校現場の指導的立場にある関係者による学校教育法逐条解説書。
- ▶ 学校教育法全条の法令解説と実務対応型のQ&Aによる内容構成。
- ▶ 第一部は、学校教育法各条の法令解説と学校経営上重要な箇所をポイント解説。
- ▶ 第二部は、学校現場に起こっている様々な問題を事例ごとに対応策を明示。



### 執筆者【第一部】：

入澤 充 (国士舘大学)  
岩崎 正吾 (早稲田大学)  
宇内 一文 (常葉大学)  
大南 英明 (全国特別支援教育推進連盟理事長)  
笠井 尚 (中部大学)  
北神 正行 (国士舘大学)  
木田 竜太郎 (京都文教大学)  
佐藤 晴雄 (日本大学)  
篠原 清昭 (岐阜大学)  
高橋 興 (青森中央学院大学)

高橋 望 (群馬大学)  
玉井 康之 (北海道教育大学釧路校)  
白村 直也 (浜松学院大学)  
廣田 健 (北海道教育大学釧路校)  
平井 貴美代 (山梨大学)  
富士原 雅弘 (東海大学)  
堀井 啓幸 (常葉大学)  
堀井 雅道 (国士舘大学)  
松下 丈宏 (首都大学東京)  
村上 純一 (文教大学)  
雪丸 武彦 (長崎県立大学)

### 【第二部】：

大澤 正子 (元帝京短期大学)  
小幡 政明 (大田区立馬込中学校)  
小林 福太郎 (東京女子体育大学)  
塩澤 雄一 (葛飾区教育委員会)  
田中 洋一 (東京女子体育大学)  
原 忍 (都立五日市高等学校)  
半澤 嘉博 (東京家政大学)  
藤井 千恵子 (国士舘大学)  
和田 孝 (帝京大学)

ご注文は、お近くの書店・販売店へ

**エイデル研究所** 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-9  
TEL.03-3234-4641 FAX.03-3234-4644

|     |     |        |                                                                 |
|-----|-----|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 注文書 | 取扱店 | 注文数    | 学校教育法実務総覧                                                       |
|     |     | 部      | 編著：入澤 充／岩崎 正吾／佐藤 晴雄／田中 洋一<br>本体価格7,500円+税 ISBN978-4-87168-586-3 |
|     |     | 氏名／団体名 |                                                                 |
|     |     | 住所 〒   |                                                                 |
|     |     | TEL    |                                                                 |

# 目次

## 第一部 法令解説

### 第一章 総則

第一条〔学校の範囲〕～ 第十五条〔大学等の設備・授業等の改善勧告・変更命令等〕

### 第二章 義務教育

第十六条〔義務教育年限〕～ 第二十一条〔義務教育の目標〕

### 第三章 幼稚園

第二十二条〔幼稚園の目的〕～ 第二十八条〔準用規定〕

### 第四章 小学校

第二十九条〔小学校の目的〕～ 第四十四条〔私立小学校の所管〕

### 第五章 中学校

第四十五条〔中学校の目的〕～ 第四十九条〔準用規定〕

### 第五章の二 義務教育学校

第四十九条の二〔義務教育学校の目的〕～ 第四十九条の八〔準用規定〕

### 第六章 高等学校

第五〇条〔高等学校の目的〕～ 第六十二条〔準用規定〕

### 第七章 中等教育学校

第六十三条〔中等教育学校の目的〕～ 第七十一条〔一貫教育〕

### 第八章 特別支援教育

第七十二条〔特別支援学校の目的〕～ 第八十二条〔準用規定〕

### 第九章 大学

第八十三条〔大学の目的〕～ 第一一四条〔準用規定〕

### 第一〇章 高等専門学校

第一一五条〔高等専門学校の目的〕～ 第一二三条〔準用規定〕

### 第一一章 専修学校

第一二四条〔専修学校の目的等〕～ 第一三三条〔準用規定〕

### 第一二章 雑 則

第一三四条〔各種学校〕～ 第一四二条〔本法施行事項の政令・文部科学大臣への委任〕

### 第一三章 罰 則

第一四三条〔学校閉鎖命令違反等の処罰〕～ 第一四六条〔学校名称使用の禁止違反の処罰〕

## 第二部 実務 Q&A

小中一貫校の法的位置付けと教育内容 (第 1 条)

幼稚園の施設 (第 3 条)

幼稚園の遊具の設置 (第 5 条)

副教材費や修学旅行費 (第 6 条)

給食費の未納 (第 6 条)

学級担任への不信 (第 7 条)

学級担任 (第 8 条)

教員の資格 (第 9 条)

体罰と懲戒 (第 11 条)

部活動における体罰の防止 (第 11 条)

特別支援学校における体罰の防止 (第 11 条)

職員の健康診断 (第 12 条)

学校施設 (第 14 条)

就学拒否への対応 (第 16 条)

4 月 1 日生まれの子の入学 (第 17 条)

就学援助 (第 19 条)

学齢児童のタレント活動 (第 20 条)

伝統と文化の尊重 (第 21 条)

国旗・国歌 (第 21 条第 3 項)

特別支援学校における、教科指導と自立支援 (第 21 条)

保育園と幼稚園の保育内容の違い (第 23 条)

幼稚園における病気や怪我への対応 (第 27 条)

学校教育の目標と評価 (第 30 条)

体験活動の意義と留意点 (第 31 条)

高等学校の「総合的な学習の時間」 (第 31 条)

不登校の児童生徒の進級・卒業 (第 32 条)

公立の小中学校の教育 (第 33 条)

教科書の使用 (第 34 条)

特別支援学校での教科書使用 (第 34 条)

児童生徒の出席停止 (第 35 条)

校長の職務、危機管理(施設の安全) (第 37 条)

校長の職務「いじめへの対応」 (第 37 条)

校長の職務「職員の管理」 (第 37 条)

中等教育学校における服務管理 (第 37 条)

学校の統廃合と遠距離通学 (第 38 条)

学力調査に対する予算措置 (第 42 条)

学校評価はどう使われるのか (第 42 条)

保護者や地域住民への情報公開 (第 43 条)

特別支援学校における情報化への対応 (第 43 条)

私立学校と公立学校の教育課程 (第 44 条)

転入生の単位認定 (第 52 条)

重複障害のある児童生徒への指導 (第 80 条)

政治団体からの要望への対応 (第 137 条)

指導要録の開示 (施行規則第 24 条)

児童生徒への懲戒 (施行規則第 26 条)

校務分掌と職員団体 (施行規則第 43・44・47 条)

職員会議の位置付けと運営の方法 (施行規則第 48 条)

中等教育学校の教育課程 (施行規則第 75 条)

特別支援学校での危機管理 (施行規則第 122 条)

外国人児童生徒の就学 (施行令第 1 条)

就学すべき学校の指定と変更 (施行令第 5 条・第 9 条)

未熟児で生まれた児童の就学猶予 (施行令第 18 条)